第1　警備体制の整備

1　職員の招集・参集体制の整備

・　都道府県警察は、職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、招集・参集職員の徒歩参集が可能な範囲内での必要な宿舎の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の迅速な招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。また、職員が自所属に招集・参集できない場合の集結場所、暫定活動要領等を定めるものとする。その際、職員各人に対して交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段を検討させるものとする。

・　夜間、休日等に災害が発生した場合における道路損壊、橋りょう損壊、火災の発生、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等を考慮した段階的警備要員数を算定するものとする。

2　警察災害派遣隊の整備等

都道府県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣体制の整備等を図るものとする。特に即応部隊については、隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救出救助活動等の災害警備活動を行うため、平素から隊員に対する救出救助技能、自活能力等の向上に向けた教養訓練を徹底するとともに、関係機関との連携体制の強化を図るものとする。

また、都道府県警察は、災害の規模に応じて円滑に他の都道府県警察から支援を受けること（以下「受援」という。）ができるよう、受援に係る事項を災害警備計画等において明文化するなど、受援のために必要となる体制を整備するものとする。

3　災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、以下の災害警備用装備資機材の整備に努めるものとする。

なお、小型重機、ショベルカー等臨時に借り受けて対応すべき資機材については、災害発生時にスムーズに借受けが行われるよう、都道府県内の建設業協会等との間で借上げ協定等を結ぶものとするとともに、建設企業等が保有している資機材のデータベース化を行うものとする。また、警察が保有していても不足することが見込まれる装備資機材についても同様の措置を講じるものとする。

⑴　交番、駐在所ごとに整備すべき装備資機材

ア　スコップ、つるはし、のこぎり等救助用機材

イ　強力ライト等照明用機材

ウ　可搬式標識、標示板等交通対策用機材

⑵　警察署ごとに整備すべき装備資機材

ア　⑴に掲げる装備資機材及び管内地図

イ　チェーンソー、エンジンカッター等救助用機材

ウ　投光器、発動発電機等照明用機材

エ　トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材

オ　胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材

カ　信号機電源付加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等交通規制用機材

⑶　警察本部ごとに整備すべき装備資機材

ア　⑴及び⑵に掲げる装備資機材

イ　レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

ウ　生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ等救助用機材

エ　エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材

オ　寝袋、簡易トイレ等自活用機材

4　警察施設等の災害対策

都道府県警察は、以下の基本的な考え方に従って、警察施設等の耐震性、耐火性、耐浪性等の確保に努めるものとする。

・　災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性、耐浪性の強化に努めるものとする。

・　警察本部等の警察の中枢施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性、耐火性及び耐浪性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図るものとする。

・　保有する施設、設備については、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

5　教養訓練の実施

都道府県警察は、災害についての知識、装備資機材の保守管理と操作要領、具体的活動要領等についてマニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、以下の教育訓練項目について計画的に反復して教養訓練を行い、災害発生時に自らの判断で行動できるようにするものとする。また、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、限られた要員で災害警備活動が実施できるよう訓練に努めるものとする。

さらに、広域緊急援助隊員を中心に機動隊員等の高度な災害警備能力の育成に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなどして、災害発生時に迅速に警備体制が確立できるよう配意するものとする。

【教養訓練項目】

ア　教養項目

・　災害及び災害警備の知識
・　災害関係法令並びに警察及び関係機関の責務
・　管轄区域内の段階的災害予測
・　災害警備計画と初動措置要領
・　災害警備用装備資機材の知識
・　通信資機材の知識
・　災害情報の分析及び報告要領

イ　訓練項目

・　要員の招集及び部隊の編成
・　災害情報の収集・連絡・伝達
・　災害警備用装備資機材の操作
・　車両、警察用航空機、通信資機材等の配備運用
・　警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
・　災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去
・　住民等の避難誘導
・　被災者の救出救助
・　被留置者の避難等

6　災害警備用物資の備蓄等

都道府県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講じるものとする。特に即応部隊については、食料、飲料水、所要の簡易待機所等自活のための最小限度の物資を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

なお、都道府県内の全ての給油業者において、災害警備活動用警察車両の給油が円滑に行われるよう、平素から石油業者組合等への働き掛けを行うものとする。